

令和5年第2回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和5年2月13日(月) 午前9時30分

東浦町役場 第1会議室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和5年第1回定例会会議録承認

日程第 2 議案第2号 令和4年度東浦町一般会計3月補正予算案(教育費)  
を町長に申し出ることについて

【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】

日程第 3 議案第3号 令和5年度東浦町一般会計予算案(教育費)を町長に  
申し出ることについて

【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】

日程第 4 議案第4号 令和5年度教育行政重点施策について

【学校教育課・生涯学習課・スポーツ課】

日程第 5 議案第5号 東浦町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する  
規則の制定について 【学校教育課】

日程第 6 議案第6号 東浦町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正につい  
て 【学校教育課】

日程第 7 教育長報告

日程第 8 請願第1号 マスクの着用は“強制ではない”と周知することを求  
める請願書 【学校教育課】

日程第 9 報告第2号 令和4年度教職員教育功労者表彰について  
【学校教育課】

日程第 10 報告第3号 区域外就学許可者について  
【学校教育課】

日程第 11 各課報告

閉 会

\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

次回

第1回臨時会

令和5年3月3日(金) 午後1時30分

場所 東浦町役場 3階 合同委員会室

自由討議

議案第2号

令和4年度東浦町一般会計3月補正予算案（教育費）を町長に申し出る  
ことについて

令和4年度東浦町一般会計3月補正予算案（教育費）について、資料1のとおり町長に申し出るものとする。

令和5年2月13日提出

東浦町教育委員会教育長 庄子 亨

提案理由

東浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第7項及び第8項に基づき、提案するものである。

議案第3号

令和5年度東浦町一般会計予算案（教育費）を町長に申し出ることについて

令和5年度東浦町一般会計予算案（教育費）について、資料2のとおり町長に申し出るものとする。

令和5年2月13日提出

東浦町教育委員会教育長 庄子 亨

提案理由

東浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第7項及び第8項に基づき、提案するものである。

議案第4号

令和5年度教育行政重点施策について

令和5年度教育行政重点施策を資料3のとおり定めるものとする。

令和5年2月13日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

教育基本法第16条第3項の規定に基づき、提案するものである。

## 議案第 5 号

東浦町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について  
東浦町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 13 日

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

## 東浦町教育委員会規則第 号

東浦町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

東浦町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事項については、町長が保有する個人情報の保護に関する規則（令和 4 年東浦町規則第 24 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
（東浦町教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 東浦町教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則（平成 21 年東浦町教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

## 提案理由

東浦町教育委員会が保有する個人情報に係る事務処理は、東浦町教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則で、町長の保有する個人情報の保護に関する規則の例により実施している。

今回、個人情報の保護に関する法律の一部改正により町長規則が廃止となり、新たに町長が保有する個人情報の保護に関する規則が制定されたため、東浦町教育委員会においても新たな規則を制定する。

日付：令和5年2月6日

○東浦町教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則

平成21年2月20日教育委員会規則第1号

東浦町教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則

東浦町教育委員会の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成7年東浦町教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

東浦町教育委員会の保有する個人情報の保護に関する事項については、町長の保有する個人情報の保護に関する規則（平成21年東浦町規則第1号）の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 東浦町規則第 24 号

### 町長が保有する個人情報の保護に関する規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）及び東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東浦町条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（令第 16 条第 2 号の地方公共団体の長が指定する施設）

第 2 条 令第 16 条第 2 号の地方公共団体の長が指定する施設は、東浦町郷土資料館とする。

（個人情報ファイル簿の様式）

第 3 条 個人情報ファイル簿は、様式第 1 のとおりとする。

（開示請求書の様式）

第 4 条 開示請求書は、様式第 2 のとおりとする。

（開示決定通知書等の様式）

第 5 条 法第 82 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

（1）開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第 3

（2）開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第 4

2 法第 82 条第 2 項に規定する書面は、様式第 5 のとおりとする。

（決定期間延長通知書の様式）

第 6 条 条例第 3 条第 2 項並びに法第 94 条第 2 項及び第 102 条第 2 項に規定する書面は、様式第 6 のとおりとする。

（決定期間特例通知書の様式）

第 7 条 条例第 4 条に規定する書面は、様式第 7 のとおりとする。

2 法第 95 条及び第 103 条に規定する書面は、様式第 8 のとおりとする。

（事案の移送）

第 8 条 法第 85 条第 1 項及び第 96 条第 1 項に規定する書面は、様式第 9 のとおりとする。

（第三者に対する意見照会における通知書等の様式）

第 9 条 法第 86 条第 1 項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面及び同条第 2 項に規定する書面は、様式第 10 のとおりとする。

2 法第 86 条第 3 項（法第 107 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第 11 のとおりとする。

（保有個人情報の開示の実施等）

第 10 条 法第 87 条第 1 項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における地方公共団体等行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書 1 件につき 1 部とす

る。

2 法第 87 条第 1 項の規定により閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴をする者が当該地方公共団体等行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、町長は、当該地方公共団体等行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

3 法第 87 条第 1 項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、町長が適当と認める方法とする。

(1) 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であって、町長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように関わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

ア 電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

イ 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(2) 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であって、町長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

イ 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第 11 条 令第 26 条第 1 項に規定する書面は、様式第 12 のとおりとする。

(費用の負担等)

第 12 条 条例第 5 条の実施機関の定めるものは、次の各号に掲げる地方公共団体等行政文書の写しの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 用紙に出力した文書等及び複製機により複製した文書等（A 3 判までに限る。）

白黒 1 面につき 10 円

カラー 1 面につき 20 円

(2) 光ディスクに複製した電磁的記録 1 枚につき 150 円

(3) その他の電磁的記録媒体に複製した電磁的記録 当該電磁的記録媒体の価格を勘案して町長が定める額

2 令第 28 条第 4 項の地方公共団体の規則で定める方法は、町長が定める方法とする。

3 令第 28 条第 4 項の送付に要する費用は、郵送料に相当する額とする。

(訂正請求書の様式)

第 13 条 訂正請求書は、様式第 13 のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第 14 条 法第 93 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第 14

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第 15

2 法第 93 条第 2 項に規定する書面は、様式第 16 のとおりとする。  
(訂正実施通知書の様式)

第 15 条 法第 97 条に規定する書面は、様式第 17 のとおりとする。  
(利用停止請求書の様式)

第 16 条 利用停止請求書は、様式第 18 のとおりとする。  
(利用停止決定通知書等の様式)

第 17 条 法第 101 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第 19

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第 20

2 法第 101 条第 2 項に規定する書面は、様式第 21 のとおりとする。  
(諮問の通知の様式)

第 18 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知は、様式第 22 により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第 19 条 条例第 10 条第 2 項の規定による同条第 1 項の報告の概要の公表は、開示請求等の件数その他必要な事項を町の広報紙に掲載する方法その他の方法により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(町長の保有する個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 町長の保有する個人情報の保護に関する規則（平成 21 年愛知県規則第 1 号）は、廃止する。

様式第 1（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

|                                       |                                                           |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 個人情報ファイルの名称                           |                                                           |
| 行政機関等の名称                              |                                                           |
| 個人情報ファイルが利用<br>に供される事務をつかさ<br>どる組織の名称 |                                                           |
| 個人情報ファイルの利用<br>目的                     |                                                           |
| 記 録 項 目                               |                                                           |
| 記 録 範 囲                               |                                                           |
| 記録情報の収集方法                             |                                                           |
| 要配慮個人情報が含まれ<br>るときは、その旨               | <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない |
| 記録情報の経常的提供先                           |                                                           |
| 開示請求等を受理する組<br>織の名称及び所在地              | (名 称)                                                     |
|                                       | (所在地)                                                     |
| 訂正及び利用停止に関す<br>る他の法令の規定による<br>特別の手續等  |                                                           |

|             |                                                                                    |                                                             |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 個人情報ファイルの種別 | <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号<br>(電算処理ファイル)                           | <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号<br>(マニュアル処理ファイル) |
|             | 令第 21 条第 7 項に該当する<br>ファイル<br><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |                                                             |
| 備考          |                                                                                    |                                                             |

備考 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

様式第2（第4条関係）

自己情報開示請求書

年 月 日

東浦町長

請求者 氏 名  
郵便番号  
住所（居所）  
電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

|                  |                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------|
| ※ 請求者の区分         | 1 本人<br>2 本人の法定代理人<br>3 本人の任意代理人                            |
| 開示請求をする保有個人情報の内容 | (行政文書の名称： )                                                 |
| ※ 開示の実施の方法       | 1 閲覧                      2 視聴<br>3 写しの交付（写しの送付：希望する・希望しない） |
| 開示を希望する日         | 年 月 日                                                       |

法定代理人又は任意代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

|    |                |                                  |
|----|----------------|----------------------------------|
| 本人 | ※ 区 分          | 1 未成年者<br>2 成年被後見人<br>3 任意代理人委任者 |
|    | 氏 名            |                                  |
|    | 住 所<br>( 居 所 ) | 電話番号                             |

次の欄は、記入する必要がありません。

|      |  |
|------|--|
| 担当課等 |  |
| 備考   |  |

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたもの））が必要です。
- 3 法定代理人の方が請求する場合にあつては、法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 4 任意代理人の方が請求する場合にあつては、任意代理人に係る2の書類のほか、委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 5 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。）を負担していただきます。

様式第3（第5条関係）

自己情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

|                       |               |                                                       |
|-----------------------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 開示する保有個人情報の内容         | (行政文書の名称： )   |                                                       |
| 開示する保有個人情報の利用目的       |               |                                                       |
| 開示の実施の方法              |               |                                                       |
| 開示を実施することができる日、時間及び場所 | 日             | 年 月 日から 年 月 日まで<br>(土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。) |
|                       | 時間            | 時 分から 時 分まで                                           |
|                       | 場所            |                                                       |
| 写しの送付を希望する場合の準備日数     |               |                                                       |
| 開示の実施に要する費用の額         | 1 写しの作成に要する費用 | 円                                                     |
|                       | 2 写しの送付に要する費用 | 円                                                     |
| 担当課等                  | 電話番号 (内線)     |                                                       |

- 注1 開示請求書において希望する日により開示ができる場合以外の場合にあっては、上記の開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日等を、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 2 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第4（第5条関係）

自己情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、  
個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示するこ  
とに決定しましたので通知します。

|                             |               |                                                       |
|-----------------------------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 開示する保有個人情報の内容               | (行政文書の名称： )   |                                                       |
| 開示する保有個人情報の利用目的             |               |                                                       |
| 開示の実施の方法                    |               |                                                       |
| 開示を実施することができる日、時間及び場所       | 日             | 年 月 日から 年 月 日まで<br>(土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。) |
|                             | 時間            | 時 分から 時 分まで                                           |
|                             | 場所            |                                                       |
| 写しの送付を希望する場合の準備日数           |               |                                                       |
| 開示の実施に要する費用の額               | 1 写しの作成に要する費用 | 円                                                     |
|                             | 2 写しの送付に要する費用 | 円                                                     |
| 開示をしないこととした部分               |               |                                                       |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由 |               |                                                       |
| 担 当 課 等                     | 電話番号 (内線)     |                                                       |

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 開示請求書において希望する日により開示ができる場合以外の場合にあっては、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

- 2 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

様式第 5 （第 5 条関係）

自己情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、  
個人情報の保護に関する法律第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しない  
ことに決定しましたので通知します。

|                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| 開示請求のあった保<br>有個人情報の内容               | (行政文書の名称 : ) |
| 開示しないこととし<br>た根拠規定及び当該<br>規定を適用する理由 |              |
| 担 当 課 等                             | 電話番号 (内線)    |

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算  
して 3 か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であって  
も、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができ  
なくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か  
月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長にな  
ります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であって  
も、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提  
起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該  
審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、  
処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 （第 6 条関係）

決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報に

東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条第 2 項  
については、個人情報の保護に関する法律第 94 条第 2 項 の規定に  
個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項

より、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 請求のあった保有個人情報の内容 | (行政文書の名称 : )       |
| 延長後の決定期間        | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 延長の理由           |                    |
| 担当課等            | 電話番号 (内線)          |

様式第 7 （第 7 条関係）

決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

|                                               |                                                                           |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 請求のあった保有個人情報の内容                               | (行政文書の名称： )                                                               |
| 東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条(開示決定等の期限の特例)を適用する理由 |                                                                           |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限                       | ( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。)<br>年 月 日 |
| 担 当 課 等                                       | 電話番号 (内線)                                                                 |

様式第 8 （第 7 条関係）

決定期間特例通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報に  
第 95 条  
については、個人情報の保護に関する法律 の規定により、次のとおり決  
第 103 条

定する期間を延長しましたので通知します。

|                                                      |              |
|------------------------------------------------------|--------------|
| 請求のあった保有<br>個人情報の内容                                  | (行政文書の名称 : ) |
| 個人情報の保護に<br>関する法律第 条<br>の規定 ( 決定等の期限の特<br>例) を適用する理由 |              |
| 決定等を<br>する期限                                         | 年 月 日        |
| 担 当 課 等                                              | 電話番号 (内線)    |

様式第9（第8条関係）

事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、  
第85条第1項  
個人情報の保護に関する法律 の規定により、次のとおり移送し  
第96条第1項  
ましたので通知します。

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| 請求のあった<br>保有個人情報の内<br>容         | (行政文書の名称： ) |
| 移送をした実施機<br>関（町長）の担当課<br>等      | 電話番号 (内線)   |
| 移送を受けた実施<br>機関（ 決定等を<br>する実施機関） |             |
| 移送を受けた実施<br>機関の担当課等             | 電話番号 (内線)   |
| 移 送 を し た 理 由                   |             |

様式第 10（第 9 条関係）

意見照会書

第 年 月 日 号

様

東浦町長 印

個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第 86 条第 1 項第 2 項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により  
年 月 日までに回答してください。

|                                                            |           |
|------------------------------------------------------------|-----------|
| 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称                              |           |
| 開 示 請 求 の 年 月 日                                            | 年 月 日     |
| 開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容                          |           |
| 意見書の提出先(担当課等)                                              | 電話番号 (内線) |
| 個人情報の保護に関する法律第 86 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由 |           |

別紙

意見書

年 月 日

東浦町長

氏 名  
郵便番号  
住所（居所）  
電話番号

|                                          |                              |
|------------------------------------------|------------------------------|
| 開示請求のあった保有<br>個人情報記録されて<br>いる行政文書の名称     |                              |
| 開示についての意見<br>〔該当する番号を〕<br>○で囲んでくだ<br>さい。 | 1 開示しても差し支えない。<br>2 開示に反対する。 |
| 開示に反対する場合の<br>反対の理由                      |                              |

様式第 11（第 9 条関係）

開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出  
審査請求のありました保有個人  
開示に反対する意思の表示  
全部  
情報について、次のとおりそのを  
一部開示することとしましたので、個人情報の保  
第 86 条第 3 項  
護に関する法律の規定により  
第 107 条第 1 項において準用する同法第 86 条第 3 項  
通知します。

|                                           |           |
|-------------------------------------------|-----------|
| 開示請求のあった保有個人情報<br>が記録されている行政文書の<br>名称     |           |
| 開 示 請 求 の 年 月 日                           | 年 月 日     |
| 開示請求のあった保有個人情報<br>に含まれているあなたに関する<br>情報の内容 |           |
| 開示決定をした理由                                 |           |
| 開 示 を 実 施 す る 日                           | 年 月 日     |
| 開示しないこととした部分                              |           |
| 担 当 課 等                                   | 電話番号 (内線) |

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であ

っても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第 12（第 11 条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

東浦町長

氏 名  
郵便番号  
住所（居所）  
電話番号

個人情報の保護に関する法律第 87 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

|                                 |                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保有個人情報開示<br>決定通知書等の日<br>付及び文書番号 | 日 付：<br>文書番号：                                                                                                                                                                            |
| 開示請求に係る保<br>有個人情報の名称<br>等       |                                                                                                                                                                                          |
| 開示の実施の方法                        | <div>1 庁舎における開示の実施を希望する。<br/>＜実施の方法＞<br/><input type="checkbox"/> 閲覧<br/><input type="checkbox"/> 写しの交付<br/>＜実施の希望日＞<br/><div>午前<br/>年 月 日 時<br/>午後</div></div> <div>2 写しの送付を希望する。</div> |

注 1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。  
2 開示の実施の方法欄で 1 に該当する場合、該当する□にレ点を付してください。

様式第 13（第 13 条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

東浦町長

請求者 氏 名  
郵便番号  
住所（居所）  
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

|                  |                                                                        |
|------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ※ 請求者の区分         | 1 本人<br>2 本人の法定代理人<br>3 本人の任意代理人                                       |
| 訂正請求をする保有個人情報の内容 | 決定通知書の日付：<br>決定通知書の文書番号：<br>開示決定により開示を受けた保有個人情報の名称等<br><br>(行政文書の名称： ) |
| 訂正請求の趣旨          |                                                                        |
| 訂正請求の理由          |                                                                        |

法定代理人又は任意代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

|    |                |                                  |
|----|----------------|----------------------------------|
| 本人 | ※ 区分           | 1 未成年者<br>2 成年被後見人<br>3 任意代理人委任者 |
|    | 氏 名            |                                  |
|    | 住 所<br>( 居 所 ) | 電話番号                             |

次の欄は、記入する必要がありません。

|      |  |
|------|--|
| 担当課等 |  |
| 備考   |  |

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等（請求日前 30 日以内に作成されたもの））が必要です。
- 3 法定代理人の方が請求する場合にあっては、法定代理人に係る 2 の書類のほか、戸籍謄本（請求日前 30 日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 4 任意代理人の方が請求する場合にあっては、任意代理人に係る 2 の書類のほか、委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前 30 日以内に作成されたもの）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求日前 30 日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 5 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。）を負担していただきます。

様式第 14（第 14 条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、  
個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正するこ  
とに決定しましたので通知します。

|                   |             |  |
|-------------------|-------------|--|
| 訂正請求のあった保有個人情報の内容 | (行政文書の名称： ) |  |
| 訂 正 の 内 容         | 訂正前         |  |
|                   | 訂正後         |  |
| 訂 正 年 月 日         | 年 月 日       |  |
| 担 当 課 等           | 電話番号 (内線)   |  |

様式第 15（第 14 条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を訂正することに決定しましたので通知します。

|                    |            |  |
|--------------------|------------|--|
| 訂正請求のあった保有個人情報の内容  | (行政文書の名称：) |  |
| 訂 正 の 内 容          | 訂正前        |  |
|                    | 訂正後        |  |
| 訂正しないこととした部分及びその理由 |            |  |
| 訂 正 年 月 日          | 年 月 日      |  |
| 担 当 課 等            | 電話番号 (内線)  |  |

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 16（第 14 条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、  
個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正しない  
ことに決定しましたので通知します。

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 訂正請求のあった保<br>有 個 人 情 報 の 内 容 | (行政文書の名称： ) |
| 訂正しないこととし<br>た理由             |             |
| 担 当 課 等                      | 電話番号 (内線)   |

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 17（第 15 条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第 97 条の規定により通知します。

|                           |              |  |
|---------------------------|--------------|--|
| 訂正の実施をした<br>保有個人情報の内<br>容 | (行政文書の名称 : ) |  |
| 訂正請求者の氏名                  |              |  |
| 訂 正 請 求 の 趣 旨             |              |  |
| 訂 正 の 内 容                 | 訂正前          |  |
|                           | 訂正後          |  |
| 訂 正 年 月 日                 | 年 月 日        |  |
| 担 当 課 等                   | 電話番号 (内線)    |  |

様式第 18（第 16 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

東浦町長

請求者 氏 名  
郵便番号  
住所（居所）  
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 99 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

|                    |                                                                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 請求者の区分           | 1 本人<br>2 本人の法定代理人<br>3 本人の任意代理人                                                                                     |
| 利用停止請求をする保有個人情報の内容 | 決定通知書の日付：<br>決定通知書の文書番号：<br>開示決定により開示を受けた保有個人情報の名称等<br><br>(行政文書の名称： )                                               |
| ※ 利用停止請求の趣旨        | 1 法第 98 条第 1 項第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 利用の停止<br><input type="checkbox"/> 消去<br>2 法第 98 条第 1 項第 2 号該当： 提供の停止 |
| 利用停止請求の理由          |                                                                                                                      |

法定代理人又は任意代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

|    |                |                                  |
|----|----------------|----------------------------------|
| 本人 | ※ 区分           | 1 未成年者<br>2 成年被後見人<br>3 任意代理人委任者 |
|    | 氏 名            |                                  |
|    | 住 所<br>( 居 所 ) | 電話番号                             |

次の欄は、記入する必要がありません。

|      |  |
|------|--|
| 担当課等 |  |
| 備考   |  |

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

- 2 利用停止請求の趣旨欄で1に該当する場合、該当する□にレ点を付してください。
- 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたもの））が必要です。
- 4 法定代理人の方が請求する場合にあつては、法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 5 任意代理人の方が請求する場合にあつては、任意代理人に係る2の書類のほか、委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたもの）その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 6 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。）を負担していただきます。

様式第 19（第 17 条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定しましたので通知します。

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 利用停止請求のあった保有個人情報の内容 | (行政文書の名称： ) |
| 利用停止の内容             |             |
| 利用停止年月日             | 年 月 日       |
| 担当課等                | 電話番号 (内線)   |

様式第 20（第 17 条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を利用停止することに決定しましたので通知します。

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 利用停止請求のあった保有個人情報の内容  | (行政文書の名称： ) |
| 利用停止の内容              |             |
| 利用停止しないこととした部分及びその理由 |             |
| 利用停止年月日              | 年 月 日       |
| 担当課等                 | 電話番号 (内線)   |

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつ

ても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 21（第 17 条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止しないことに決定しましたので通知します。

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 利用停止請求のあった保有個人情報の内容 | (行政文書の名称： ) |
| 利用停止しないこととした理由      |             |
| 担 当 課 等             | 電話番号 (内線)   |

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 22（第 18 条関係）

審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長 印

年 月 日付けの審査請求については、次のとおり東浦町個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 審査請求に係る保有個人情報の内容 | (行政文書の名称： ) |
| 審査請求の内容          |             |
| 諮問した日            | 年 月 日       |
| 担当課等             | 電話番号 (内線)   |

議案第 6 号

東浦町教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について  
東浦町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 13 日

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

東浦町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則  
東浦町教育委員会会議傍聴人規則（昭和54年東浦町教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

| 改正後                                                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（傍聴することができない者）</u><br/>第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴すること<u>ができない</u>。</p> <p><u>（1）略</u><br/><u>（2）略</u><br/><u>（3）</u> 年令満 <u>18 歳</u> 未満の者で引率者のないもの<br/><u>（4）略</u></p> | <p><u>（傍聴できない者）</u><br/>第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴すること<u>を許可しない</u>。</p> <p><u>（1）精神に異常があると認められる者</u><br/><u>（2）略</u><br/><u>（3）略</u><br/><u>（4）</u> 年令満 <u>20 歳</u> 未満の者で引率者のないもの<br/><u>（5）略</u></p> |

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

提案理由  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 7 条第 1 項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定されていることをはじめ、共生社会の実現に向けた取組を進めていく上で精神障害を理由として傍聴を禁止することは、不適切であるため。また、年令については、民法改正により、成年年令が 18 歳に引き下げられたため。

○東浦町教育委員会会議傍聴人規則

昭和 54 年 7 月 12 日教育委員会規則第 5 号

東浦町教育委員会会議傍聴人規則

(傍聴の許可)

**第1条** 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に提出して、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

**第2条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することを許可しない。

- (1) 精神に異常があると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器物及び凶器その他危険な物を携帯している者
- (4) 年令満 20 歳未満の者で引率者のないもの
- (5) その他教育長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人数の制限)

**第3条** 教育長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

**第4条** 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴人席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(教育長の指示)

**第5条** 傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

**第6条** 教育長は、傍聴人が第4条の規定に違反したとき又は前条の規定による教育長の指示に従わなかったときは、退場させることができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成 27 年3月5日教委規則第1号)

- 1 この規則は、平成 27 年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる教育長が在職する場合においては、当該教育長の教育委員の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあっては当該欠けた日)までは、この規則による改正後の各規則(第6条の規定による改正後の東浦町教育支援委員会運営規則を除く。)の規定は適用せず、改正前の各規則(第6条の規定による改正後の東浦町教育支援委員会運営規則を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

令和5年1・2月 教育長報告

(行事報告)

| 【日 付】    | 【報 告 内 容】                        |
|----------|----------------------------------|
| 1月20日（金） | 地教委面談                            |
| 1月21日（土） | 教育フォーラム                          |
| 1月22日（日） | 文化財消防訓練                          |
| 1月25日（水） | 教頭会議                             |
| 1月26日（木） | 東浦高校学校評議員会<br>生徒指導推進連絡協議会（北部中学校） |
| 1月28日（土） | 防災講演会                            |
| 1月29日（日） | 町かるた大会                           |
| 1月30日（月） | 総合教育会議                           |
| 2月1日（水）  | 校長面談<br>於大まつり実行委員会               |
| 2月6日（月）  | 臨時議会                             |
| 2月8日（水）  | 五町教育長会                           |
| 2月13日（月） | 第2回教育委員会定例会<br>全員協議会             |

2023 年 1 月 25 日

東浦町教育委員会教育長 庄子 亨 殿

住所

氏名

近藤花琴

## マスクの着用は“強制ではない”と周知することを求める請願書

### 1. 請願の趣旨

2022 年 10 月 14 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部による通達「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」において「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。」と記されていることについて、東浦町内の各小中学校保護者へ一切の通知がされておられません。

我が子の通う学校内では教諭から子どもたちに向けて「暑い時は外しても良い」と伝えて頂いておりましたが、「暑い時以外も本人の意思で着脱ができる」（厚労省・文科省に電話にて確認済み）旨は 2023 年になる現在まで触れられておりません。着脱に関する適切な自己判断が出来る様にしていく為には、子どもたちや保護者への周知が必要です。

令和 3 年 5 月 27 日に実施された全国学力・学習状況調査の東浦町調査結果を見ますと、

【自分の思っていることや感じていることをきちんと言葉で表すことができる割合が低い(小学校・中学校)】ことがわかります。

子どもたちのマスク着用はマスクを外したくても、苦しくても、それを言葉できちんと伝えられている割合が低いという事です。

また低学年になるほど、マスク着用は「本人の意」より「保護者の意」でなされており、自身の意志や自己の体調・息苦しさ等への判断が尊重・優先されておられません。

このことは、保護者が前述の厚労省の通知を知らず、2020 年春から夏にかけて「マスクをして下さい」と指導され続けた事を意識し、いまでも継続しているためであると言えます。

よって下記項目を請願致します。



## 2. 要望項目

- (1) 東浦町教育委員会より、各小中学校の保護者に向けて「マスクは強制ではありません。家庭や本人の意思によって着脱ができます。」旨の周知文を配布して下さい。
- (2) 今まで各行事等の配布分に毎回「マスクを着用して下さい」と記載されていたのと同じように、今後の各行事等の配布分に「マスクは強制ではありません。家庭や本人の意思によって着脱ができます。」旨の一文を追記して下さい。

**東浦町教育委員会教育功労者名簿**  
**東浦町教職員会表彰者名簿**

東浦町教育委員会表彰【 1 教育論文の部 】（教育論文応募者）

東浦町教職員会表彰【 第 1 条第 1 項該当 】（知教協・県教委の教育論文・自作教材コンクールの応募者）

|   | 校名  | 氏名                      | 主催         | 研究主題                                                        | 受賞 | 町教委 | 教職員会 |
|---|-----|-------------------------|------------|-------------------------------------------------------------|----|-----|------|
| 1 | 緒川小 | はせがわ<br>長谷川 しゅんすけ<br>俊介 | 知教協        | 具体的な目標をもち、自ら進んで、楽しみながら清掃活動に取り組む児童の育成ーワクワククリーンプロジェクトの実践を通してー |    | ○   | ○    |
| 2 | 東浦中 | きのした<br>木下 いくみ<br>郁望    | 県教委<br>知教協 | 故郷に誇りをもち、課題に主体的、創造的、協働的に取り組む生徒の育成ー思いを生かした篠島観光パンフレットづくりを通してー |    | ○   | ○    |
| 3 | 北部中 | よこやま<br>横山 としふみ<br>稔史   | 県教委<br>知教協 | 生徒の主体性と探究心を引き出す総合的な学習の時間ー生徒が考え、実現する授業展開を通してー                |    | ○   | ○    |

東浦町教職員会表彰【 第 1 条第 2 項該当 】（町現職教育発表会において研究発表した場合）

|   | 校名   | 研究主題                                             | 教職員会 |
|---|------|--------------------------------------------------|------|
| 1 | 卯ノ里小 | 主体的・対話的で深い学びに向かう授業の実現<br>～深い学びに向かうための対話的な活動を通して～ | ○    |
| 2 | 東浦中  | 主体的に学ぶ生徒の育成<br>～知識や技能の構築から、思考力・判断力・表現力等を高める～     | ○    |

東浦町教職員会表彰【 第 1 条第 3 項該当 】（町現職教育集録に論文が掲載された場合）

該当なし

東浦町教職員会表彰【 第 1 条第 4 項該当 】（その他、県上位・全国的な規模で募集される論文等に応募した者）

該当なし

東浦町教育委員会表彰【 2 自作視聴覚教材の部 】（自作視聴覚教材において、優秀な成績を収めた応募者）

該当なし

東浦町教育委員会教育功労者名簿  
東浦町教職員会表彰者名簿

東浦町教育委員会表彰【 3 クラブ活動指導者の部 】( クラブ活動において、優秀な成績を収めた指導者)

東浦町教職員会表彰【第1条 第5項】(部活動・クラブ活動・文化活動において、郡1位以上またはそれに準ずる賞を得た場合の指導者)

|    | 校名  | コンクール・大会名                                  | 成績 | 指導者名                                      | 児童・生徒名               | 出場資格等                    | 町教委 | 教職員会 |
|----|-----|--------------------------------------------|----|-------------------------------------------|----------------------|--------------------------|-----|------|
| 1  | 東浦中 | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 男子200m                | 出場 | くの 久野 泰<br>みながわ 皆川 峰寛<br>にむら 二村 健太        | ながさか けい<br>長坂 慧      | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 2  |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 女子4x100mR             | 出場 |                                           | おのほら かりな<br>小野原 佳利茄  | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 3  |     |                                            | 出場 |                                           | すずき わかな<br>鈴木 若奈     | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 4  |     |                                            | 出場 |                                           | まえだ えくぼ<br>前田 えくぼ    | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 5  |     |                                            | 出場 |                                           | きたじま ことね<br>北嶋 琴音    | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 6  |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 女子低学年4x100mR          | 出場 |                                           | おくら なな<br>小倉 奈々      | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 7  |     |                                            | 出場 |                                           | あちは ゆず<br>阿知波 柚      | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 8  |     |                                            | 出場 |                                           | いしはら まゆ<br>石原 万結     | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 9  |     |                                            | 出場 |                                           | しばた まりは<br>柴田 毬羽     | 知多地方体育大会優勝               | ○   | ○    |
| 10 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 2年女子100m              | 出場 |                                           | おのほら かりな<br>小野原 佳利茄  | 知多地方体育大会2位               | ○   | ○    |
| 11 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 女子200m                | 出場 |                                           | すずき わかな<br>鈴木 若奈     | 知多地方体育大会3位               | ○   | ○    |
| 12 |     |                                            | 出場 |                                           | まえだ えくぼ<br>前田 えくぼ    | 知多地方体育大会4位               | ○   | ○    |
| 13 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 女子100mH               | 出場 |                                           | かとう しま<br>加藤 志真      | 知多地方体育大会4位               | ○   | ○    |
| 14 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 1年女子100m              | 出場 |                                           | いしはら まゆ<br>石原 万結     | 知多地方体育大会4位               | ○   | ○    |
| 15 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 1年女子800m              | 出場 |                                           | たじま せな<br>田島 聖菜      | 知多地方体育大会4位               | ○   | ○    |
| 16 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>卓球 男子個人                    | 出場 | やまもと ひろし<br>山本 宙<br>すぎた ちえこ<br>杉田 千恵子     | もりた ようが<br>盛田 耀日     | 知多地方体育大会5位               | ○   | ○    |
| 17 |     | 知多地方体育大会<br>水泳 女子4x100mフリーリレー              | 1位 | とだ なつき<br>戸田 菜月<br>やの けんじ<br>矢野 健次        | あらまき ひなみ<br>荒巻 姫光    |                          |     | ○    |
| 18 |     |                                            | 1位 |                                           | まつうら りこ<br>松浦 里香     |                          |     | ○    |
| 19 |     |                                            | 1位 |                                           | なかやま みなみ<br>中山 美南    |                          |     | ○    |
| 20 |     |                                            | 1位 |                                           | にいし ゆうき<br>西井 優季     |                          |     | ○    |
| 21 |     |                                            | 1位 |                                           | ひらまつ みずき<br>平松 瑞妃    |                          |     | ○    |
| 22 |     |                                            | 1位 |                                           | せこ ゆいな<br>瀬古 結衣菜     |                          |     | ○    |
| 23 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>水泳 女子200m個人メドレー            | 出場 |                                           | あらまき ひなみ<br>荒巻 姫光    | 知多地方体育大会OP               | ○   | ○    |
| 24 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>水泳 女子100m背泳ぎ               | 出場 |                                           | なかやま みなみ<br>中山 美南    | 知多地方体育大会2位               | ○   | ○    |
| 25 |     | 愛知県吹奏楽コンクール<br>A編成                         | 銀賞 | いしかわ ゆういちろう<br>石川 雄一朗<br>くらた ちゅう<br>蔵田 千絵 |                      | 知多地区大会金賞                 | ○   | ○    |
| 26 |     | NHK全国学校音楽コンクール<br>合唱 愛知県大会                 | 銅賞 | いくせ 恵美子<br>幾世 恵美子<br>こばやし あい<br>小林 愛      |                      | 尾張地区予選金賞                 | ○   | ○    |
| 27 | 北部中 | 東海中学校総合体育大会<br>陸上競技 女子砲丸投げ                 | 7位 | ひだか とおる<br>日高 徹<br>なかの みゆき<br>中野 みゆき      | しみず なな<br>清水 那奈      | 県大会<br>3位                | ○   | ○    |
| 28 |     | 東海中学校総合体育大会<br>陸上競技 男子棒高跳び                 | 出場 |                                           | わたなべ こうたろう<br>渡邊 耕太郎 | 県大会<br>2位                | ○   | ○    |
| 29 |     | 東海中学校総合体育大会<br>陸上競技 男子走り幅跳び<br>半田市体育大会     | 優勝 |                                           | みつい しゅう<br>三井 終      | 県大会<br>5位                | ○   | ○    |
| 30 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 男子1500m<br>半田市体育大会    | 優勝 |                                           | むらせ りんや<br>村瀬 文哉     | 知多地方体育大会<br>優勝           | ○   | ○    |
| 31 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 男子走り幅跳び<br>愛知県中学生新人大会 | 2位 |                                           | ばん ゆうさく<br>坂 優作      | 知多地方体育大会<br>2位<br>標準記録突破 | ○   | ○    |
| 32 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 男子800m                | 出場 |                                           | むらた けいすけ<br>村田 圭将    | 知多地方体育大会<br>3位           | ○   | ○    |
| 33 |     | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 女子1500m               | 出場 |                                           | おがた あやみ<br>尾方 彩海     | 知多地方体育大会<br>3位           | ○   | ○    |

東浦町教育委員会教育功労者名簿  
東浦町教職員会表彰者名簿

|    | 校名 | コンクール・大会名                     | 成績 | 指導者名                                    | 児童・生徒名                                | 出場資格等                 | 町教委 | 教職員会 |
|----|----|-------------------------------|----|-----------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----|------|
| 34 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 男子4x100m | 出場 |                                         |                                       | 知多地方体育大会<br>2位        | ○   | ○    |
| 35 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>陸上競技 女子4x100m | 出場 |                                         |                                       | 知多地方体育大会<br>2位        | ○   | ○    |
| 36 |    | 愛知県中学生新人大会<br>陸上競技 男子走り幅跳び    | 7位 |                                         | はない りき<br>花井 力輝                       | 標準記録突破                | ○   | ○    |
| 37 |    | 愛知県中学生新人大会<br>陸上競技 男子走り幅跳び    | 8位 |                                         | たて やまと<br>楯 大和                        | 標準記録突破                | ○   | ○    |
| 38 |    | 愛知県中学生新人大会<br>陸上競技 女子砲丸投げ     | 7位 |                                         | いわた あす か<br>岩田 明日香                    | 標準記録突破                | ○   | ○    |
| 39 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>駅伝 男子         | 出場 |                                         |                                       | 半田市駅伝大会<br>3位         | ○   | ○    |
| 40 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>駅伝 女子         | 出場 |                                         |                                       | 半田市駅伝大会<br>3位         | ○   | ○    |
| 41 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>柔道 女子個人63kg級  | 出場 |                                         | きかい まいり<br>酒井 麻里衣                     | 知多地方体育大会<br>3位        | ○   | ○    |
| 42 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>柔道 男子個人66kg級  | 出場 | さくらぎ 優詞<br>櫻木 しんみ<br>よこやま 稔史<br>横山      | こんどう ようすけ<br>近藤 洋輔                    | 知多地方体育大会<br>2位        | ○   | ○    |
| 43 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>柔道 男子個人73kg級  | 出場 |                                         | おおはし たくや<br>大橋 拓哉                     | 知多地方体育大会<br>3位        | ○   | ○    |
| 44 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>ソフトテニス 女子団体   | 出場 |                                         |                                       | 知多地方体育大会<br>優勝        | ○   | ○    |
| 45 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>ソフトテニス 女子個人   | 出場 | ひらまつ たかと<br>平松 隆人<br>みずの ゆうすけ<br>水野 裕介  | なかやま さくら<br>中山 桜<br>おぐら みゆ<br>小椋 美結   | 知多地方体育大会<br>3位        | ○   | ○    |
| 46 |    | 愛知県中学校総合体育大会<br>ソフトテニス 女子個人   | 出場 |                                         | おおはし みづき<br>大橋 美月<br>ひだか すずは<br>日高 涼葉 | 知多地方体育大会<br>5位        | ○   | ○    |
| 47 |    | 全尾張軟式野球大会                     | 出場 | こじま ゆうた<br>小島 裕太<br>さくらい しゅんすけ<br>櫻井 俊輔 |                                       | 東浦町秋季<br>軟式野球大会<br>2位 | ○   |      |

東浦町教育委員会教育功労者名簿  
東浦町教職員会表彰者名簿

東浦町教育委員会表彰【 4 教育活動（学校）の部 】（教育活動において、優秀な成績を収めた学校）  
東浦町教職員会表彰【 第2条該当 】（前条各項のほか教職員の名誉を高め、他の模範とするに足る行為があった場合）

|   | 校名   | 表彰内容（主催者名）                  | 氏名                      | 受賞       | 町教委 | 教職員会 |
|---|------|-----------------------------|-------------------------|----------|-----|------|
| 1 | 石浜西小 | 愛知県健康推進学校審査 健康推進校（愛知県教育委員会） | いしはまにししょうがっこう<br>石浜西小学校 | 入選校      | ○   | ○    |
| 2 | 緒川小  | 子供の読書活動優秀実践校<br>（文部科学省）     | おがわしょうがっこう<br>緒川小学校     | 文部科学大臣表彰 | ○   | ○    |

東浦町教育委員会表彰【 5 教育活動（個人）の部 】（教育活動において、優秀な成績を収めた教育活動者）  
東浦町教職員会表彰【 第2条該当 】（教育活動において、優秀な成績を収めた教育活動者）  
該当なし

## 令和4年度東浦町教職員会 表彰校・表彰者選出基準

東浦町教職員会の表彰内規に基づいて表彰校・表彰者の調査を実施すると、学校により選考にばらつきが生じるので、年度ごとにその基準を確認する。

### 1 手順

- (1) 東浦町教職員会総務部会で表彰校・表彰者選出基準の審議をする。
- (2) 東浦町校長会で選出基準の承認を得るとともに、表彰校・表彰者の承認を得る。
- (3) 東浦町教職員会総務部会で各校から出された表彰校・表彰者の検討をする。
- (4) 表彰対象の受け付けは前年度の2月16日から当該年度の2月15日までとする。

### 2 表彰校・表彰者選出基準

#### (1) 第1条該当

- 第1項（知教協・県教委が募集する教育論文または自作教材コンクールの応募者）  
・制作を目的として町補助金を受けているものは除く。
- 第2項（現職教育発表会において研究発表した場合）……規定通り
- 第3項（町研究集録に論文が掲載された場合）  
・「現職教育各校の取り組み」及び「個性化・個別化教育の取り組み」「研究部会」……表彰しない
- 第4項（第1条の1以外で県以上・全国的な規模で募集される論文等に応募し、入選した者）……規定通り
- 第5項（部活動・クラブ活動・文化活動において、郡1位、県大会出場以上またはそれに準ずる賞を得た場合の指導者）
  - ・中学校の大会については、規定通りであるが、指導者は主たるもののみ表彰する。（2名以上の指導者を表彰する場合は、貢献度が同程度であること。）
  - ・同一児童生徒が異なる大会で表彰された場合は、調査表の同一欄内に記入する。
  - ・習字・ポスター等の入賞については、学校で指導がなされた場合のみ表彰する。（習字・ポスター等については、県で表彰をされたもの）

#### (2) 第2条該当（前条各項のほか教職員の名誉を高め、他の模範とするに足る行為があった場合）

- ・文部科学省、愛知県教育委員会教職員表彰を受けた教員は対象とする。
- ・県表彰以上を対象とする。

### 3 備考

- (1) 表彰校及び表彰者調査集約後の新たな対象
  - ・1月10日(火)以後、新たに該当する表彰対象がでた場合は、早急に総務部長校(片葩小学校)へ連絡する。町教委へは、総務部長から連絡する。
- (2) 表彰終了後の該当者の判明
  - ・表彰終了後、該当年度に表彰すべき該当者がいることが判明した場合、東浦町教職員会会長と総務部長が協議の上、表彰するかどうか決定する。
  - ・表彰することが決定した場合、表彰は該当校で行う。
- (3) 表彰式の運営及び役割分担
  - ・東浦町教育委員会表彰と東浦町教職員会表彰を一本化して表彰式を行う。
  - ・表彰式には、公務出張者等以外は被表彰者全員が出席することとする。
  - ・表彰に際しては、次のように役割を分担する。
    - 東浦町教育委員会学校教育課  
開催日時の決定・来賓案内状及び職員派遣依頼文の作成発送・要項の作成・表彰状作の作成・当日の典礼(学校教育課長)・表彰状授与(教育委員長)・献盆の準備及び式当日の対応
    - 東浦町教職員会総務部  
表彰校及び表彰者名簿の作成・記念品の準備(会計が図書カード及び封筒を購入)・式当日の記念品授与(教職員会長)

## 東浦町教育委員会研究者等表彰内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東浦町教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する学校及び教職員で、本町の教育又は文化の振興発展に貢献し、特にその功績の顕著な者又は他の模範となる業績のあった者を表彰することを目的とする。

(表彰基準等)

第2条 委員会は、別表の基準により表彰する。

(その他)

第3条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 功績項目 |          | 表彰基準                               |
|------|----------|------------------------------------|
| 1    | 教育論文     | (1) 入選したもの（佳作を含む）<br>(2) (1) 以外のもの |
| 2    | 自作視聴覚教材  | 優秀（入選以上）な成績を収めた、自作視聴覚教材作成者         |
| 3    | クラブ活動指導  | 尾張大会・県大会・東海大会・全国大会へ出場となった、クラブの指導者  |
| 4    | 教育活動（学校） | 優秀（入選以上）な成績を収めた、教育活動校              |
| 5    | 教育活動（個人） | 上記以外に、優秀（入選以上）な成績を収めた、教育活動者        |

- (1) 同一項目内で複数該当した場合は、上位の功績での表彰とする。
- (2) 表彰の基準日は毎年2月15日現在とする。基準日の前年2月16日から基準日年の2月15日までに該当のあった功績を表彰対象とする。
- (3) 表彰の方法は、表彰状に記念品を添えて行う。記念品は図書券とする。記念品の額は予算の範囲内とする。

# 令和4年度 学校教育課報告

令和5年3月

児童生徒数(3月1日現在)

(人)

| 学校名    | 性別 | 特  | 1年  | 特  | 2年  | 特  | 3年  | 特  | 4年  | 特  | 5年  | 特  | 6年  | 特   | 合計    |
|--------|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-------|
| 藤江小学校  | 男  | 4  | 36  | 2  | 21  | 5  | 25  | 4  | 25  | 1  | 23  | 1  | 23  | 17  | 153   |
|        | 女  | 1  | 32  | 3  | 31  | 2  | 27  | 1  | 33  | 1  | 33  | 0  | 28  | 8   | 184   |
|        | 計  | 5  | 68  | 5  | 52  | 7  | 52  | 5  | 58  | 2  | 56  | 1  | 51  | 25  | 337   |
| 生路小学校  | 男  | 2  | 24  | 0  | 28  | 2  | 25  | 1  | 30  | 1  | 20  | 0  | 28  | 6   | 155   |
|        | 女  | 1  | 31  | 0  | 36  | 0  | 25  | 1  | 22  | 0  | 27  | 0  | 23  | 2   | 164   |
|        | 計  | 3  | 55  | 0  | 64  | 2  | 50  | 2  | 52  | 1  | 47  | 0  | 51  | 8   | 319   |
| 片葩小学校  | 男  | 2  | 27  | 1  | 37  | 0  | 36  | 1  | 33  | 0  | 45  | 1  | 36  | 5   | 214   |
|        | 女  | 0  | 27  | 0  | 36  | 2  | 31  | 0  | 32  | 1  | 31  | 1  | 37  | 4   | 194   |
|        | 計  | 2  | 54  | 1  | 73  | 2  | 67  | 1  | 65  | 1  | 76  | 2  | 73  | 9   | 408   |
| 石浜西小学校 | 男  | 3  | 36  | 1  | 47  | 1  | 45  | 1  | 44  | 3  | 41  | 1  | 45  | 10  | 258   |
|        | 女  | 1  | 32  | 1  | 39  | 0  | 30  | 0  | 44  | 2  | 34  | 1  | 46  | 5   | 225   |
|        | 計  | 4  | 68  | 2  | 86  | 1  | 75  | 1  | 88  | 5  | 75  | 2  | 91  | 15  | 483   |
| 緒川小学校  | 男  | 2  | 40  | 2  | 40  | 0  | 23  | 3  | 50  | 6  | 52  | 2  | 42  | 15  | 247   |
|        | 女  | 1  | 45  | 1  | 50  | 0  | 38  | 2  | 58  | 0  | 33  | 1  | 53  | 5   | 277   |
|        | 計  | 3  | 85  | 3  | 90  | 0  | 61  | 5  | 108 | 6  | 85  | 3  | 95  | 20  | 524   |
| 卯ノ里小学校 | 男  | 2  | 21  | 2  | 33  | 3  | 24  | 2  | 23  | 2  | 16  | 3  | 33  | 14  | 150   |
|        | 女  | 2  | 27  | 1  | 16  | 0  | 27  | 0  | 17  | 0  | 26  | 0  | 24  | 3   | 137   |
|        | 計  | 4  | 48  | 3  | 49  | 3  | 51  | 2  | 40  | 2  | 42  | 3  | 57  | 17  | 287   |
| 森岡小学校  | 男  | 2  | 34  | 2  | 38  | 2  | 39  | 4  | 48  | 1  | 35  | 1  | 28  | 12  | 222   |
|        | 女  | 1  | 38  | 2  | 47  | 0  | 24  | 0  | 29  | 1  | 40  | 0  | 39  | 4   | 217   |
|        | 計  | 3  | 72  | 4  | 85  | 2  | 63  | 4  | 77  | 2  | 75  | 1  | 67  | 16  | 439   |
| 小学校計   | 男  | 17 | 218 | 10 | 244 | 13 | 217 | 16 | 253 | 14 | 232 | 9  | 235 | 79  | 1,399 |
|        | 女  | 7  | 232 | 8  | 255 | 4  | 202 | 4  | 235 | 5  | 224 | 3  | 250 | 31  | 1,398 |
|        | 計  | 24 | 450 | 18 | 499 | 17 | 419 | 20 | 488 | 19 | 456 | 12 | 485 | 110 | 2,797 |
| 東浦中学校  | 男  | 8  | 135 | 4  | 134 | 5  | 109 |    |     |    |     |    |     | 17  | 378   |
|        | 女  | 3  | 151 | 2  | 119 | 4  | 130 |    |     |    |     |    |     | 9   | 400   |
|        | 計  | 11 | 286 | 6  | 253 | 9  | 239 |    |     |    |     |    |     | 26  | 778   |
| 北部中学校  | 男  | 1  | 82  | 3  | 69  | 2  | 84  |    |     |    |     |    |     | 6   | 235   |
|        | 女  | 1  | 75  | 1  | 81  | 1  | 93  |    |     |    |     |    |     | 3   | 249   |
|        | 計  | 2  | 157 | 4  | 150 | 3  | 177 |    |     |    |     |    |     | 9   | 484   |
| 西部中学校  | 男  | 1  | 28  | 1  | 27  | 3  | 24  |    |     |    |     |    |     | 5   | 79    |
|        | 女  | 1  | 30  | 1  | 26  | 0  | 33  |    |     |    |     |    |     | 2   | 89    |
|        | 計  | 2  | 58  | 2  | 53  | 3  | 57  |    |     |    |     |    |     | 7   | 168   |
| 中学校計   | 男  | 10 | 245 | 8  | 230 | 10 | 217 |    |     |    |     |    |     | 28  | 692   |
|        | 女  | 5  | 256 | 4  | 226 | 5  | 256 |    |     |    |     |    |     | 14  | 738   |
|        | 計  | 15 | 501 | 12 | 456 | 15 | 473 |    |     |    |     |    |     | 42  | 1,430 |

(特別支援は内数です)

## 要保護・準要保護児童生徒数

(人)

| 学 校 名       | 1 月 |      | 12 月 |      |
|-------------|-----|------|------|------|
|             | 要保護 | 準要保護 | 要保護  | 準要保護 |
| 藤 江 小 学 校   | 0   | 17   | 0    | 17   |
| 生 路 小 学 校   | 0   | 19   | 0    | 19   |
| 片 葩 小 学 校   | 0   | 21   | 0    | 18   |
| 石 浜 西 小 学 校 | 1   | 105  | 1    | 103  |
| 緒 川 小 学 校   | 0   | 37   | 0    | 35   |
| 卯ノ里 小 学 校   | 0   | 29   | 0    | 27   |
| 森 岡 小 学 校   | 0   | 31   | 0    | 31   |
| 小 学 校 計     | 1   | 259  | 1    | 250  |
| 東 浦 中 学 校   | 0   | 86   | 0    | 87   |
| 北 部 中 学 校   | 0   | 48   | 0    | 47   |
| 西 部 中 学 校   | 0   | 18   | 0    | 18   |
| 中 学 校 計     | 0   | 152  | 0    | 152  |
| 総 計         | 1   | 411  | 1    | 402  |

## 長期欠席者数

(人)

| 学 校 名       | 1 月 | 12 月 |
|-------------|-----|------|
| 藤 江 小 学 校   | 4   | 6    |
| 生 路 小 学 校   | 1   | 1    |
| 片 葩 小 学 校   | 2   | 3    |
| 石 浜 西 小 学 校 | 9   | 10   |
| 緒 川 小 学 校   | 2   | 3    |
| 卯ノ里 小 学 校   | 4   | 4    |
| 森 岡 小 学 校   | 3   | 5    |
| 小 学 校 計     | 25  | 32   |
| 東 浦 中 学 校   | 30  | 26   |
| 北 部 中 学 校   | 16  | 17   |
| 西 部 中 学 校   | 6   | 6    |
| 中 学 校 計     | 52  | 49   |
| 総 計         | 77  | 81   |

## いじめ認知件数

(件)

| 学 校 名       | 1 月 | 12 月 |
|-------------|-----|------|
| 藤 江 小 学 校   | 0   | 0    |
| 生 路 小 学 校   | 0   | 0    |
| 片 葩 小 学 校   | 0   | 1    |
| 石 浜 西 小 学 校 | 0   | 0    |
| 緒 川 小 学 校   | 0   | 0    |
| 卯ノ里 小 学 校   | 0   | 2    |
| 森 岡 小 学 校   | 0   | 0    |
| 小 学 校 計     | 0   | 3    |
| 東 浦 中 学 校   | 1   | 2    |
| 北 部 中 学 校   | 0   | 1    |
| 西 部 中 学 校   | 0   | 1    |
| 中 学 校 計     | 1   | 4    |
| 総 計         | 1   | 7    |

## その他

令和5年1月19日から令和5年3月29日までの工期で森岡小学校(ふるさと資料室)空調設備設置工事を行っています。

### 【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
  - ・新入学学用品費(新小中1年)
  - ・給食費
  - ・林間学校費(小5、中2)
  - ・修学旅行費(小6、中3)
  - ・卒業アルバム代等
- ※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

### 【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

### 【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

# 小中学校の主な行事予定(令和5年3月)

|    | 曜日 | 行事名等                                      | 備考               |
|----|----|-------------------------------------------|------------------|
| 1  | 水  |                                           |                  |
| 2  | 木  |                                           |                  |
| 3  | 金  |                                           | 東浦高校卒業式          |
| 4  | 土  |                                           |                  |
| 5  | 日  |                                           |                  |
| 6  | 月  |                                           |                  |
| 7  | 火  | 中学校卒業式                                    |                  |
| 8  | 水  |                                           | 知教協(10:00～)      |
| 9  | 木  | 公立高校合格発表<br>卒業スペシャルランチ<br>(片葩小、石浜西小、卯ノ里小) |                  |
| 10 | 金  |                                           |                  |
| 11 | 土  |                                           |                  |
| 12 | 日  |                                           |                  |
| 13 | 月  |                                           |                  |
| 14 | 火  |                                           |                  |
| 15 | 水  | 卒業スペシャルランチ<br>(森岡小、緒川小、生路小、藤江小)           |                  |
| 16 | 木  |                                           |                  |
| 17 | 金  |                                           |                  |
| 18 | 土  |                                           |                  |
| 19 | 日  |                                           |                  |
| 20 | 月  | 小学校卒業式                                    | 教育功労者表彰式(15:30～) |
| 21 | 火  | 春分の日                                      |                  |
| 22 | 水  |                                           |                  |
| 23 | 木  | 給食終了                                      |                  |
| 24 | 金  | 修了式                                       |                  |
| 25 | 土  |                                           |                  |
| 26 | 日  |                                           |                  |
| 27 | 月  |                                           | 保育園卒園式           |
| 28 | 火  |                                           |                  |
| 29 | 水  |                                           |                  |
| 30 | 木  |                                           |                  |
| 31 | 金  | 退職者辞令伝達式(13:30～)                          | 教育委員会定例会(14:30～) |

令和4年度  
学校給食3月分予定献立表(案)

東浦町学校給食センター

| 16回 |   | 献立名                  |                                                     | 備考                      |
|-----|---|----------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------|
| 日   | 曜 |                      |                                                     |                         |
| 1   | 水 | 麦ご飯<br>牛乳            | マーボー豆腐<br>パンバンジーサラダ<br>れんこんチップス                     |                         |
| 2   | 木 | ソフトめん<br>牛乳          | 大豆入りミートソース<br>ジャーマンポテト<br>黄桃のシロップ煮                  |                         |
| 3   | 金 | ご飯<br>牛乳             | あなごちらし<br>小松菜の香の物あえ<br>ゆばとみつばのすまし汁<br>ひなあられ         | ひなまつり                   |
| 6   | 月 | ご飯(小)<br>赤飯(中)<br>牛乳 | 校章プリントコロッケ<br>五目きんぴら<br>たまねぎのみそ汁 卒業お祝いゼリー(中のみ)      | 中学校3年生最終日               |
| 7   | 火 | 黒ロールパン<br>牛乳         | 知多牛ハンバーグのケチャップソース<br>白菜のクリームシチュー<br>いよかん            | 中学校卒業式<br>(給食は小学校のみ)    |
| 8   | 水 | ご飯<br>牛乳             | さわらの西京みそ焼き<br>凍り豆腐の卵とじ煮<br>切干し大根のごま酢あえ              |                         |
| 9   | 木 | ご飯<br>牛乳             | 愛知の野菜春巻<br>野菜のしそひじきあえ<br>けんちん汁                      | 卒業スペシャルランチ<br>(片・石・卵)   |
| 10  | 金 | ご飯<br>牛乳             | ホキフライの黒酢あんかけ<br>ひつつみ汁(岩手県郷土料理)<br>ひきなitori(福島県郷土料理) | 東日本<br>郷土料理献立           |
| 13  | 月 | 麦ご飯<br>牛乳            | ひよこ豆入り米粉カレーライス<br>さけのごまマヨネーズ焼き<br>コールスローサラダ         |                         |
| 14  | 火 | 玄米入りご飯<br>牛乳         | ビビンバ(肉・卵)<br>ビビンバ(野菜)<br>チンゲンサイのスープ 生乳ヨーグルト         |                         |
| 15  | 水 | ご飯<br>牛乳             | おじゃころ<br>もやしの昆布あえ<br>豚汁                             | 卒業スペシャルランチ<br>(森・緒・生・藤) |
| 16  | 木 | 中華めん<br>牛乳           | ちゃんぽんめんの汁<br>ショールンポー<br>わかめときゅうりの酢の物<br>みそまんじゅう     |                         |
| 17  | 金 | 赤飯(小)<br>ご飯(中)<br>牛乳 | 鶏肉の照焼き<br>小松菜とツナのあえ物<br>さわにわん 卒業お祝いゼリー(小)           | 小学校6年生最終日               |
| 20  | 月 | 小型ロールパン<br>牛乳        | 焼きウインナー<br>やきそば<br>いちごゼリー入りフルーツポンチ                  | 小学校卒業式<br>(給食は中学校のみ)    |
| 22  | 水 | ご飯<br>牛乳             | みそかつ<br>青菜のおひたし<br>かきたま汁                            |                         |
| 23  | 木 | ご飯<br>牛乳             | さばの銀紙焼き<br>肉じゃが<br>野菜のしらすあえ                         |                         |

食べ物カレンダー: 豚肉

## 令和4年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

### 2月 事業報告

- 1 文化センター・地区コミュニティセンター事業
  - ・文化センター 託児つきかんたんおやつ、やさしいシニアヨガ  
親子バレンタインスイーツ作り教室、リボン作り講座  
冬の星空天体観測、これから始める親子ダンス  
実家の相続で子世代が後悔しない秘訣を学ぶ
  - ・地区コミ 着付け教室（緒川）、バランスボールエクササイズ（石浜）  
香りで心と身体を癒すアロマ教室（藤江）
- 2 図書館事業
  - ・ 13日（月）～17日（金） 休館（特別資料整理期間）
- 3 郷土資料館事業
  - ・ミニ企画展 「家康と水野氏—おもだか紋瓦で探る衣浦湾周辺の社寺—」
  - ・ 9、16日（木） 四季の陶芸教室（冬）ろくろ／手びねり
  - ・ 18日（土） 水野氏講座 ～近世尾張の水野氏の出自をめぐって～

### 3月 事業計画

- 1 文化センター・地区コミュニティセンター事業
  - ・文化センター 託児つきかんたんおやつ  
これから始める親子ダンス
  - ・地区コミ 着付け教室（緒川）
- 2 図書館事業
  - ・ 9日（木） 絵本読み聞かせ講座
  - ・ 25日（土） Let's インテリア「わたしの家色さがし」コラージュを通して～
- 3 郷土資料館事業
  - ・ 26日（日）まで ミニ企画展  
「家康と水野氏—おもだか紋瓦で探る衣浦湾周辺の社寺—」

## 令和4年度スポーツ課事業報告・事業計画

### ◇2月事業報告

- 1 スポーツ推進委員会  
3日（金）第70回東海四県スポーツ推進委員研究大会（岡崎市）  
7日（火）スポーツ推進委員定例会（研修室）  
15日（水）スポーツ推進委員知多地区役員会（南知多町）
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会  
12日（日）知多北地区スポーツ推進委員 後期研修会（大府市民球場）
- 3 スポーツ協会  
18日（土）スポーツ協会表彰式（勤労福祉会館）【式典中止】
- 4 第48回東浦マラソン  
20日（月）第3回実行委員会（はなのき会館）
- 5 スポーツ少年団  
28日（火）第2回代表者会（はなのき会館）

### ◇3月事業計画

- 1 スポーツ推進委員会  
7日（火）スポーツ推進委員定例会
- 2 知多北地区社会体育連絡協議会  
5日（日）第25回知多北地区ペタンク大会（町営第1グラウンド）  
15日（水）第3回理事会（東海市商工センター）
- 3 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会  
1日（水）第4回実行委員会（はなのき会館）
- 4 その他  
18日（土）ランニングイベント（あいち健康の森公園）  
愛三工業陸上部員が小学生を対象に指導。大府市と共催（定員各100人）